

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-1-4
処分の種類	児童扶養手当支給の制限			
根拠法令条例等・条項	児童扶養手当法第10条			
処分の概要	父又は母に対する手当の支給制限			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 児童扶養手当法第10条 別添のとおり 児童扶養手当法施行令第2条の4第8項、第3条、第4条 別添のとおり</p>			
基準の制定根拠	—			